

これを水分60％に調整する。それはムギワラの加用ですむ。そして1.5m以上に積まないようにし、それでも下層の酸素不足の部分へ空気が入り、好氣的発酵が進むようにする。それは強制的に通気する必要はなく、底に丸太が1mおきに入っているだけでもよい。この作業は一気にやる。すると1週間以内に、内部温度が発酵によって50℃以上になり、これが有害菌（土壌病害菌など）を死滅させ、同時に作土に有用な菌をすき込める完熟堆肥である。でも外側は未熟な部分があるので、切り返しをし、そのときチッ素と水分を少し加える。これを2～3回繰り返すと、黒々として材料の原型を止めないほどに分解の進んだものとなる。この完熟堆肥は、土中の有用微生物を増やして、有害な土壌病害菌を抑制するほか、作土の団粒化を進め、保水性・透水性・通気性を良くし、作物の健全生育に大いに寄与する。これが本物の土作りだ。

しかし1tあたりチッ素は1.5kg前後だから、有効だからと5t以上（10a）すき込むと、金肥多用と同じような弊害があり、それでいて初期生育が悪いというようになる。だから10aに4tまでとし、初期生育のためにチッ素を10aあたり3kgほど入れるよう指導している。

8. 土壌病害の抑制に無病種芋

上述のような各種ソウカ病対策を講じても、土壌病害のほとんどは種芋伝播であるため、無病種芋の入手が欠かせない。ところが採種栽培では無病種芋生産のため、国の検査員による3回に及ぶ検査をしているが、厳しく言えば土壌病害のない種芋は皆無である。この事情は本誌23・24号に述べたから、ここでは要約する。

採種栽培の検査はウイルス病について行われ、葉に病徴があるかどうかで合格かどうかの判定がされる。これは片手落ちで、検査の都度芋をサンプリングし、ソウカ病の有無を調査すべきだ。しかしそれは面倒でやれないだろう。実はソウカ病だけでなく、クロアシ病・ナンプ病・ゾウヒ病などの細菌性病害の被害も大きく、かつ種芋伝播であり、一般にあまり被害意識はないが、クロアザ病・カンブ病・タンソ病などの菌類病による被害も大きく、そしてそれらも種芋伝播である。

ということは採種栽培こそが適正な輪作をすべきなのだが、あってはいけないビート後作があり、望ましいとされるエンバク後作は皆無に近く、採種ほの周囲に5畦のエンバクがとりまくという形でその面影を止めている。これでは土壌病害の悩みは絶えず、これを種芋消毒で済ますという悪循環は続く。

“農家”の分類の見直し

農林水産省が、明治時代からの「専業」「兼業」の見直しをするようである。その理由は、今の世帯主が農業に専念していたとしても、子どもがサラリーマンやOLになるという“兼業”と分類されるなど、必ずしも実態を反映していないということである。だから、「専業・兼業」を「主業・副業」という方向に分類するということである。

現行の分類は、明治37年の農務省時代に定められたもので、農家に農業以外の収入を得る働き手がいるかどうかを基準にして、いなければ「専業」、いれば「兼業」としていた。しかし、

家族の一人でも会社員になると専業でなくなったり、兼業でも定年で会社員を辞めると専業となるなど、実態の把握に明確性がないということで、農林水産省統計情報研究会が見直しの作業を始めたわけである。

この基本は「農業所得」をどう見るか、ということであるが、こんどの分類は一家の主業、副業で区別する方法であり、さらに主業農家、準主業農家のなかで“65才未満の農業専従者”をどう考え、どう対処するかということである。いまの農家は世帯主と農業の経営主、従事者が一致していないので、「専業・兼業」の分類は時代を反映していないというのが改革の基本方針のようである。